

国内経済要録

国際収支改善緊急対策（「総合対策」）決定

政府は、6月19日閣議決定により、国際収支の均衡回復のため、すでに実行しつつある金融の引締めと輸入の抑制などを強化するほか、急速に次のような対策を総合的に実行することを決定した。

1. 財政面の施策

- (1) 財政投融資の15%繰延べ。
- (2) 公共事業費などの一般財政支出の時期的調整。

2. 金融面の施策

- (1) 信用膨脹を抑制するため日銀貸出増加を極力圧縮する。
- (2) 資金運用部買上げ債券(700億円)は時宜に応じて売却する。
- (3) 中小企業金融については、政府金融機関、商中などへの資金交付を繰上げないし増額するほか、市中金融機関保有金融債の買上などによつて、極力その疎通を図る。
- (4) 輸出前貸手形金利の1厘引下げなど輸出金融の優遇円滑化を図る。
- (5) 国民貯蓄増強に資するため定期性貯金金利を引上げる。
- (6) 社債等債券発行条件の改定(利回り引上げ)。

3. 産業面の施策

- (1) 重点産業といえども資金計画を再検討し、金融機関の協調体制を強化しつつ実情に応じた民間設備投資の繰延べを図る。
- (2) 行政指導により不用不急事業の繰延べまたは削減を図るとともに、金融面からも自主規制措置を中心に不用不急融資を抑制する。

4. 貿易面の施策

輸出振興については、前述金融措置のほか税制、保険、貿易為替管理などの改善措置を含む各般の措置を講ずるとともに、輸入の抑制を図る。

5. 貯蓄の奨励

国民消費の節約、国産品の愛用、貯蓄の奨励などにつき国民運動を展開する。

(付記)

地方公共団体に対しても協力を要請する。

財政投融資繰延べ要請額

大蔵省は6月26日、さきに決定した国際収支改善緊急対策に基づき、次の通り本年度財政投融資の繰延べ計画を決定し関係各省、各機関に内示、その協力を要請した。

財政投融資繰延べ要請額 (単位、億円)

| 区 分 | 計画額 | 繰 延 額 | 区 分 | 計画額 | 繰 延 額 |
|-------------------|-----|-------|---------------------------|-------|-------|
| 開 発 銀 行 | 250 | 60 | 道 路 公 団 | 100 | 60 |
| 電 源 開 発 会 社 | 446 | 40 | 勤 労 者 厚 生 | 75 | 10 |
| 石 油 資 源 開 発 会 社 | 15 | 1.5 | 国 際 航 空 | 25 | 5 |
| 北 海 道 東 北 開 発 公 庫 | 135 | 50 | 海 外 移 住 会 社 | 10 | 1 |
| 東 北 開 発 会 社 | 25 | 5 | 国 有 鉄 道 | 295 | 100 |
| 農 林 漁 業 金 融 公 庫 | 250 | 100 | 電 々 公 社 | 95 | 60 |
| 愛 知 用 水 公 団 | 32 | 20 | 郵 政 事 業 | 23 | 4 |
| 森 林 開 発 公 団 | 9 | 5 | 地 方 債 | 1,070 | 58 |
| 住 宅 金 融 公 庫 | 265 | 90 | 中 小 企 業 金 融 対 策 (増加額△) | 435 | △150 |
| 住 宅 公 団 | 365 | 130 | 合 計 | 3,920 | 649.5 |

- (注) ① 計画額および繰延べ額は、財政資金と公券債借入金の合計額。
 ② 地方債には、公営企業金融公庫が債券を公募して、地方公共団体に貸付ける金額を含む。
 ③ 中小企業金融対策としては、中小企業金融公庫、国民金融公庫に対し130億円の貸付増加、資金運用部引受商中債を20億円ふやすことを予定。
 ④ 純繰延べ額 649.5億円は本年度総財政投融資額 4,091億円に對し15.9%。

公共事業費繰延べ要請額

大蔵省は、財政面からの引締政策をさらに強化するため6月28日、一般会計公共事業費の繰延べ方針を決定、公共事業費(1,645億円)のうち失業対策事業費と、災害復旧事業費を除き約8%、100億円程度を明年度に繰延べ方関係各省に要請した。

官庁営繕費の繰延べ

政府は、総合対策の一環として官庁営繕費の支出繰延べ方を各省間で検討中のところ、7月2日外務省庁舎などにつき12億8千万円(本年度官庁営繕費の約20%)の支出繰延べ方針を決定した。

金融機関資金審議会、民間設備投資削減計画を検討

金融機関資金審議会は7月3日、国際収支改善のための民間投資削減計画について検討の結果次のような結論を得た。

1. 国際収支改善緊急対策に基づき財政投融資15%の繰延べが行われる情勢に応じ、民間投資においても、在庫投資縮減のほか、設備投資を当初見込額の15%以上繰延べを図ることが適当である。
2. これを効果的に実現するには政府、金融界、産業界の間に緊密な協力が必要であり、これを促進するため審議会に小委員会を設け、具体的な方策を検討する。

(注) 民間設備投資削減の目安としては、政府提出の32年度民間設備投資予想額 17,353億円(31年度推定実績 13,925億円)が基礎となり、その約15%、2,600億円程度の圧縮が目標となつた。

中小企業金融の疎通について大蔵省より金融機関に対し通牒

大蔵省では6月15日、最近の金融情勢にかんがみ、金融機関が健全金融の原則を厳守し、不健全なコール資金の放出などを自粛するとともに、中小企業金融の一段の疎通などにつき配慮するよう関係各金融機関（銀行、相互銀行、信用金庫）ならびに当該中央団体あて通牒を発した。

中小企業金融の疎通につき全国銀行協会連合会決定

全国銀行協会連合会では、中小企業金融疎通に関する各方面からの要望にかんがみ、6月17日の理事会において、今後とも健全な中小企業に対する金融引締め波及防止に努めるとともに、とくに輸出関連中小企業の金融円滑化については配慮したい旨の申合せを行った。

基準割引歩合および貸付利子歩合の一部変更

本行は、政府の決定した国際収支改善緊急対策の趣旨に沿い、輸出金融優遇策として、輸出前貸手形の基準割引歩合および貸付利子歩合を次の通り日歩1厘方引下げ、6月20日より実施した。

| | |
|--------------------|----------|
| 輸出前貸手形割引歩合 | 日歩1銭6厘 |
| 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合 | 日歩1銭7厘以上 |

全国銀行協会連合会、輸出前貸手形の貸出金利引下げを決定

全国銀行協会連合会では、今般本行の輸出前貸手形貸出基準金利の1厘引下げに伴い、同手形に関する実行上の最高金利を、臨時金利調整法所定の最高金利（本行再割引適格手形日歩1銭9厘、再割引適格手形以外の手形日歩2銭1厘）より1厘引下げてそれぞれ日歩1銭8厘、日歩2銭とすることと決定した（6月20日以降新規貸出のものから実施）。

輸出の標準決済方法の緩和

大蔵省は、輸出促進策の一環として輸出手続の簡素化を図ることとし、標準決済制度の一部を次の通り改め、7月1日から実施した。

(1) D/P・D/A 条件付手形決済の拡大

現在上記輸出手形決済方式を標準決済方法として認める範囲を、現行のカナダ、西欧諸国、中南米、イラン、イラク向けのものからオープン勘定国たるエジプトおよびトルコを除く中近東の全域に拡大する。

（注）本措置後、D/P・D/A条件付手形決済輸出が、標準決済として認められない地域は、北米のうち合衆国、欧州のうち東欧諸国、アフリカの大部分、東南アジア、および豪州となる。

(2) D/P および D/A 手形の決済期間の延長

現在中南米、イラン、イラクについては一覽後2か月以内、その他地域については一覽後3か月以内となつている

のを、一率に一覽後3か月または船積後4か月以内とする。

(3) 英ポンド決済地域の拡大

現在米ドル地域である次の諸国を特別指定地域甲（受取は英ポンドまたは米ドル、支払は英ポンド）とし、英ポンド受取を標準決済とする。

アフガニスタン、エチオピア、イスラエル、レバノン、タンジール、ウアチカン。

輸出手形保険に付保された期限付輸出手形に対する外国為替引当貸付制度の適用範囲の拡大

本行は、輸出手形保険つき期限3か月以内の輸出手形に対する外国為替引当貸付制度の適用範囲を、従来の中南米諸国向け輸出に伴うものに限る扱いから次の地域向け輸出に伴うものに拡大し、7月1日から実施した。

カナダ、中南米全域、東欧を除く欧州の大部分、エチオピア、エジプト、トルコを除く中近東全域。

定期預金利率の最高限度変更

臨時金利調整法に基く銀行の定期預金利率の最高限度が次の通り変更され、7月1日から実施された。

| | |
|----------|--------------|
| 期間3か月のもの | 年利4分3厘（現行4分） |
| 期間6か月のもの | 年利5分5厘（現行5分） |

社債などの発行条件改訂

このほど起債当事者間で、社債などの利回り引上げについて次のとおり意見がまとまり、7月発行分より実施することとなつた。

| 銘柄 | 利率 | 発行価格 | 年限 (掲置) | 応募者利回り | 応募者利回り 上げ幅 | |
|-----|------|--------------------------|------------|------------------|------------------|------------------|
| 公社債 | 現行 | 7.0 (戻し20銭) 100.00 | 7 | 7.042 (1.929) | % | |
| | 新条件 | 7.0 98.75 | 7 | 7.313 (2.003) | 0.271 (0.074) | |
| 地方債 | 現行 | 7.3 100.00 | 7 | 7.300 (2.000) | | |
| | 新条件 | 7.5 99.00 | 7 | 7.720 (2.115) | 0.420 (0.115) | |
| 金融債 | 利現行 | 7.0 99.25 | 5 | 7.204 (1.973) | | |
| | 付新条件 | 7.0 97.75 | 5 | 7.621 (2.088) | 0.417 (0.115) | |
| | 割引現行 | 5.84 (1.6) | 100.00 | 1 | 6.224 (1.705) | |
| | 引新条件 | 6.21 (1.7) | 100.00 | 1 | 6.643 (1.820) | 0.419 (0.115) |
| 事業債 | 現行 | 7.3 99.75 | 7 | 7.354 (2.014) | | |
| | 新条件 | 7.5 98.00 | 7 | 7.944 (2.176) | 0.590 (0.162) | |

（注）カッコ内は日歩換算。
事業債中電力債のみは発行価格 98.50円、したがって応募者利回りは 7.831% (2.145 銭) となる。

貸付信託利率引上げ

信託協会では長期金利の上昇に伴い貸付信託の配当率を次の通り変更し、7月以降募集分より実施することとし

た。

期間 5年のもの 年利7分8厘 (現行7分3厘)
 " 2年のもの " 7分 (" 6分6厘)

国際通貨基金からの米貨125百万ドル買入れ

政府は、当面の外貨不足をカバーするため、国際通貨基金より円貨を対価とする米貨125百万ドルの買入れ方を交渉中のところ、6月27日同基金の承認を得た。米ドルの引出しは7月2日75百万ドル、8月12日50百万ドルの2回に分けて行われる。

特別外貨資金による輸入の抑制措置

通産省では輸入抑制強化の趣旨から、6月12日より特別外貨資金による制限品目の割当申請受付を開始するに際し、従来申請者に返却して爾後の再使用を認めていた予算超過分の特別外貨資金記録証を失効させる扱いとした。

(注) 外貨資金特別割当制度とは、輸出者に対し輸出額の3%に相当する外貨を、特定品目の貨物(数量・金額に制限なく常時受け付ける非制限品目約400種と申請額が予算額を超過した場合に予算額の範囲内で申請額の按分によつて割当てる制限品目約80種とがある)の輸入および一部の貿易外支払に使用することを認める制度である。

輸入保証金制度の改正

6月4日より改正実施された輸入保証金制度では、外貨資金割当制による一般物資(原綿、原毛、鉄鋼原材料など)および自動承認制による重要物資(燐鉱石、鉄鋼くずなど)については、その輸入承認申請に際し1~5%の保証状を為替銀行へ差入れるだけで差支えなかつたが、政府はこのほどこれをさらに強化し、今後は5%の現金を為替銀行を経て本行へ再預託を要することとし、6月20日以降適用することとした。

日本・インドネシア間支払取決めの廃止

日本・インドネシア間支払取決めは、インドネシア政府の廃棄通告により6月末をもつて廃止され、7月1日以降の両国間為替取引は振替可能英ポンドによる現金決済に移行することになった。これに伴う国内措置の概要次の通り。

- (1) 7月1日以降インドネシアを「特別指定地域甲」とし、受取は米ドルまたは英ポンド、支払は英ポンドを標準決済通貨とするが、当分の間英ポンド払は標準外決済の許可を要する。
- (2) 輸入および貿易外支払につき6月30日までに承認を受けたものは10月31日までオープン決済が認められる。

外国為替引当貸付の利子歩合変更

本行は、アメリカ合衆国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合(現行日歩8厘5毛)を日歩9

厘に改め、外国為替公認銀行の手形買取日が6月15日以降の分から実施した。

米ドル・ユーザンス金利の引上げ

6月6日ニューヨークにおける一流銀行引受手形の割引レートが年利 $\frac{1}{2}$ %方引上げられたことに伴い(引上げ後、3か月物年利 $3\frac{1}{2}$ %)、外国為替公認銀行では現行米ドル・ユーザンス申合せ金利(年利5.75%以上、サービスレート5.5%)を年利 $\frac{1}{2}$ %方引上げること(改訂後の申合せ金利は年5.875%以上、サービスレート5.625%)、13日より実施した。

銀行間のコール・レート自粛申合せ

コール・レートの異常高にかんがみ、このほど関係銀行間で、コール・レート(直取引コールを含む)について当分の間日歩3銭を中心とし、最高を日歩3銭5厘に(いずれも出し手レート)と定めるよう自粛することに申合せを行い、7月15日以降新規契約分から実施することになった。

銀行の出張所制度の活用と預金専門店舗の整理

大蔵省では、出張所制度の一層の活用を図り、あわせて店舗制度の簡素化を図る見地から、このほど下記要領により預金専門店舗の昇格、格下げあるいは廃止を促進することとなった。

- (1) 預金量が1億円を越える預金専門店ならびに1億円未満であつても、もよりの金融機関の店舗の状況などからみて取引先に著しく不便を与え、かつその預金量が当該銀行の1人当たり預金の4倍程度を越える預金専門店については、普通支店への昇格を認める。
- (2) 上記(1)に該当しない預金専門店は出張所に格下げあるいは廃止せしめる。
- (3) 預金専門店の整理期限はおおむね本年末までを目途とする。
- (4) 普通支店についても、その業績などからみて合理化促進の見地から必要と認められるもののある場合には、この際出張所への格下げあるいは廃止を促進する。

32年産米価格決定

政府は7月5日の閣議において、32年産米価などにつき次の通り決定した。

- (1) 生産者米価は、玄米石当り平均10,322円50銭(前年度10,070円)とする。
- (2) 消費者米価は、遅くとも10月1日までに10キロ850円(現行10キロ790円)の範囲内で引上げる。

なお、これに伴う付帯事項として、集荷目標(23,500千石)、予約概算金(石当り2,000円)などが決定され、本年産米の予約申込み期間は7月8日から8月15日までと決定された。